

様式44

令和 5 年 1 月 24 日

三重県知事 一見 勝之 殿

三重県津市久居新町766番地の8  
医療法人 近藤眼科理事長 近藤 美紀子  
電話 059 (255) 2797

## 決 算 届

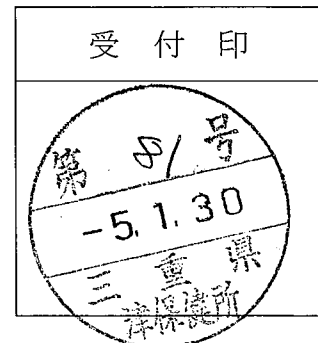
令和3年11月1日から令和4年10月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

## [添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

## [備考]

1. 提出に当たっては、正本、副本とも各1部ずつ袋とじをして提出してください。  
(医療法施行規則第33条の2第1項)
2. 副本は、受付印を押印後、法人にお返ししますので、法人事務所での閲覧用としてください。(医療法第51条の2第1項)



## 様式 1

## 事業報告書

(自 令和3年11月1日 至 令和4年10月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 近藤眼科  
 ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
 ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
 ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県津市久居新町766番地8
- (3) 設立認可年月日 平成5年3月8日
- (4) 設立登記年月日 平成5年3月17日

## (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	近藤 美紀子	
理事	近藤 紀次	
同	近藤 康子	
監事	大島 央	

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

診療所	医療法人近藤眼科	津市久居新町766-8	無床
-----	----------	-------------	----

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 1月 5日 令和2年度決算の決定 /

様式 2

法人名 医療法人 近藤眼科  
 所在地 三重県津市久居新町766-8

※医療法人整理番号 0132

財 産 目 録  
 (令和 4年10月31日現在)

1. 資 産 額 21,138 千円  
 2. 負 債 額 22,601 千円  
 3. 純 資 産 額 △ 1,463 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	14,934
B 固 定 資 産	6,203
C 資 産 合 計 (A+B)	21,138
D 負 債 合 計	22,601
E 純 資 産 (C-D)	△ 1,463

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 近藤眼科  
 所在地 三重県津市久居新町766-8

※医療法人整理番号 0132

貸借対照表  
 (令和4年10月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	14,934	I 流動負債	2,945
II 固定資産	6,203	II 固定負債	19,656
1 有形固定資産	2,474	負債合計	22,601
2 無形固定資産	654	純資産の部	
3 その他の資産	3,074	科目	金額
		I 出資金	15,000
		II 積立金	△ 16,463
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	△ 1,463
資産合計	21,138	負債・純資産合計	21,138

法人名 医療法人 近藤眼科  
 所在地 三重県津市久居新町766-8

※医療法人整理番号 D1324

損 益 計 算 書  
 (自 令和 3年11月 1日 至 令和 4年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	57,375
2 事業費用	65,859
本来業務事業損失	8,484
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	8,484
II 事業外収益	335
III 事業外費用	111
経常損失	8,259
IV 特別利益	289
V 特別損失	0
税引前当期純損失	7,970
法人税等	185
当期純損失	8,155

様式5

## 監事監査報告書

医療法人 近藤眼科

理事長 近藤 美紀子 殿

私は、医療法人近藤眼科の令和3会計年度（令和3年11月1日から令和4年10月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年1月24日

医療法人 近藤眼科

監事

大島 央

